

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成27年11月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500175号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500075号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月6日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成16年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月6日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、請求者は、請求期間に7万円の賞与の支払いを受け、標準賞与額7万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該請求に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500185 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500038 号

## 第 1 結論

昭和 48 年 3 月から昭和 52 年 8 月 19 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 3 月から昭和 52 年 8 月 19 日まで

老後の備えのために、A 市に住んでいた昭和 48 年 3 月頃に国民年金に加入し、継続して保険料を納付していたのに、年金記録では、昭和 48 年 3 月から昭和 52 年 8 月 19 日までの期間が未加入となっている。納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 52 年 8 月以降は一部期間において第 3 号被保険者期間があるものの、全て国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 52 年 7 月に社会保険事務所 (当時) から B 市に払い出された国民年金手帳記号番号の一つであることが確認できる上、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び B 市の国民年金被保険者検認台帳において、請求者が昭和 52 年 8 月 19 日に国民年金の任意加入被保険者資格を新規に取得していることが確認できることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、請求者は加入手続及び請求期間に係る保険料の納付場所等、保険料納付に関する記憶が明確ではない上、請求者が昭和 48 年 3 月頃に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500103号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500039号

### 第1 結論

平成12年4月から平成14年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成14年1月まで

私は、請求期間後の2年以内に社会保険事務所(当時)から請求期間の納付を促され、母に請求期間の全ての国民年金保険料を納付してもらった。請求期間の保険料が未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者の請求期間の前後の保険料は納付済みであり、請求期間以外に未納期間はない。

しかしながら、請求者は、請求者の母が請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたと主張しており、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者の母は、請求者に代わり請求期間の国民年金保険料を納付した記憶がある旨陳述しているが、具体的な納付時期や納付した保険料額の記憶は明確ではないほか、有力な証言も得られない。

また、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。